

1. JCCB は 2017 年 9 月、タイ政府の EEC 政策に対して、以下 6 項目を提案

- 1.) EEC 政策全般
- 2.) 地域を限定した大幅な規制緩和
- 3.) インフラの整備
- 4.) 人材育成
- 5.) 有望産業の重点支援
- 6.) EEC 投資優遇制度の継続

※1.) EEC 政策全般については、「インフラ整備などの主要計画が、タイ政府による適切な財政支出の下、着実に実行すること」を求める。また、同項目に含まれる、官民連携 (PPP) 事業については、官民の適切なリスク分担を求める。具体的には、EEC と主要空港を結ぶ高速鉄道の建設事業において「開通後の利用者数について、タイ政府が一定の補償を行う」ことを要望。

※4.) 人材育成については、EEC を魅力的な「研究開発拠点」とするため、ソフトとハードの両面で、タイ政府が十分な研究開発予算を充当することを求める (タイ人学生の海外留学支援や、教育施設への最先端の研究設備導入)。また、人材が不足するデジタル技術分野での人材育成、外国人研究者や技術者に対する、ビザや労働許可証発行の緩和措置なども求める。

2. JCCB の要望に対する、タイ政府の対応

1.) リスクや負担を明確にした法規制を準備：

タイ政府は、PPP 事業に関する官民の役割分担について「政府責任の不明瞭さが、民間企業の積極的な事業参入を阻害していることを認識している。現在、法律や規則を整備しており、官民のリスク負担の公平化にむけてルールを明記する予定だ。今後公表される EEC 関連のインフラ事業の入札書類にも、官民のリスク負担が明記される予定であり、詳しくは、各事業の入札条件を定める TOR (Terms of Reference) を参照して欲しい」と説明する

(コーブサック・プートラクーン首相府大臣)

2.) 2018 年 2 月よりスマート・ビザ制度を開始

タイ政府は、日本企業が求める外国人の高度人材に対するビザ・労働許可証の発行緩和措置に関連し、2018 年 2 月 1 日より新たに導入された「スマート・ビザ」に言及。概要は以下のとおり。

- 外国人の高度人材を対象に、BOI に窓口を一本化して、(労働許可証の取得が不要な) 特別ビザを発給するもの。対象となる職種とビザの種類は、①スマート T (Talent-高度技術者)、②スマート I (Investor-投資家)、③スマート E (Executive-上級管理職)、および④スマート S (Startup-スタートアップ企業)
- 他、「再入国許可書の取得義務の免除」、「外国人高度人材の配偶者や子供に対する滞在許可」、「配偶者に対する就労許可 (労働許可証不要)」などの恩典も含む。
- (通常のビジネスビザの場合は) 入国から「90 日以内」に入国管理局への報告義務があるが、スマート・ビザの場合、これが「1 年以内」に延長

(タイ投資委員会 (BOI) ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット長官)

以上